

## 花巻市公共施設予約システムのご利用について

### 公共施設予約システムとは

公共施設予約システム（以下「システム」といいます。）の対象とする施設について、インターネットを利用して次のサービスをご利用いただけます。

- ◇どなたでも、施設の空き状況や施設概要が閲覧できます。（パソコン・携帯電話）
- ◇事前に利用者登録された方は、公共施設の予約ができます。（パソコンのみ）

### 利用者登録について

システムの対象とする施設の窓口で、花巻市公共施設予約システム利用許可申請書（以下「申請書」といいます。）を提出し、利用者登録を受けてください。（可能な限り、主に利用される施設でのご登録をお願いします。）登録後、IDとパスワードを発行します。一度ご登録いただきますと、同じIDとパスワードで、全ての施設について、インターネットからの予約と、利用状況の確認のサービスをご利用いただけます。

#### 【注意】

◇登録の際には申請される方のご本人確認ができるもの（運転免許証等）をお持ち下さい。

◇利用者登録は原則、1個人、1団体につき1件です。

◇次の場合には、登録をお断りする場合があります。

- ①申請書に、実在しない申請者やうその登録情報を記載したもの
  - ②暴力団又はその構成員、若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しないものの統制下にあるもの。
  - ③その他、市長が適当でないと認めたもの
- ◇登録内容に変更があったり、利用者登録の廃止をする際は、登録した施設の窓口に申請書を提出して下さい。ただし、パスワード変更については、システムから手続ができます。

### インターネットからの予約

◇システムでIDとパスワードを入力し、ログインしてから手順に従って手続をし

てください。

◇予約できるのは一度に5件までです。

◇システムを利用して施設の予約をした後、実際に利用するには、施設で使用の許可を受けることが必要です。予約されましたら、その翌日から7日以内（休館日の場合はその前日まで）に使用の許可を受けて下さい。（使用許可申請書の提出等が必要です。）

※期間内に使用の許可を受けなかった場合、自動的に取消しとなります。（7～4日前の予約は自動取消しにはなりませんが、早めの手続をお願いします。）

◇施設に空きがあっても、備品等の状況によりご希望どおりの利用ができない場合がありますので、初めて利用する施設を予約される場合は、施設にご確認のうえご利用ください。

◇施設の使用の申込み状況により、市が予約の内容を変更させていただく場合がありますので、ご了承ください。

### 注意事項

◇システムのご利用にあたっては、次のことを守ってください。

- ・IDとパスワードは責任をもって管理し、第三者に使わせたり譲渡したりしないで下さい。（紛失等の場合、電話や窓口での問合せにはお答えいたしません。）
- ・うその予約など、システムの運用を妨害する行為をしないで下さい。

◇ご利用の状況によっては、利用者登録を廃止する場合があります。

### 個人情報の取扱い

利用者登録情報は全て市が所有するものとし、個人が特定できる情報については、システムの管理及び施設の利用に関するサービスの目的以外での利用及び外部提供を行いません。

### おことわり

自然災害等によるシステムの停止や、利用者の責任で損害が発生した場合、市は責任を負いません。

システムの対象となる施設	予約の受付期間	
花巻市文化会館	利用日の5ヶ月前の初日の正午から利用日の20日前まで	
花巻市定住交流センター	利用日の5ヶ月前の初日の正午から利用日の4日前まで	
花巻市総合体育館	利用日の1ヶ月前の初日の正午から利用日の4日前まで	
花巻市石鳥谷生涯学習会館		
花北振興センター		
花南振興センター		
湯口振興センター		
湯本振興センター		
矢沢振興センター		
宮野目振興センター		
太田振興センター		
笹間振興センター		
外川目振興センター		
大瀬川振興センター		
八幡振興センター		
新堀振興センター		
田瀬振興センター		
花巻市大迫交流活性化センター		
石鳥谷国際交流センター		
八日市いきいき交流館		
石鳥谷高齢者創作館		
東和高齢者創作館		
東和高齢者コミュニティセンター		
東和コミュニティセンター		
浮田集会所		
内川目地区農村環境改善センター		
亀ヶ森地区農業構造改善センター		
大瀬川構造改善センター		
八日市構造改善センター		
八幡交流センター		
八重畠定住促進センター		
新堀ふれあいセンター		
大迫体育館		
石鳥谷体育館		
東和体育館		
花北地区社会体育館		
花南地区社会体育館		
湯口地区社会体育館		
湯本地区社会体育館		
矢沢地区社会体育館		
宮野目地区社会体育館		
宮野目体育センター		
太田地区社会体育館		
笹間地区社会体育館		
外川目地区社会体育館		
花巻球場		
大迫野球場		
石鳥谷野球場		
和田多目的広場		
日居城野陸上競技場		
日居城野多目的コート		
日居城野多目的広場		
日居城野テニスコート（クレー）		
日居城野テニスコート（人工芝）		
大迫テニスコート		
石鳥谷ふれあい運動公園		
石鳥谷アイスアリーナ		
亀ヶ森地区農業者トレーニングセンター		
東和農業者トレーニングセンター		
ビバハウスいしどりや		
花巻市生涯学園都市会館		
花巻市交流会館（フリースペースを除く）		
花巻市民体育館		
		利用日の1ヶ月前の5日の正午から利用日の4日前まで

☆その他、詳しくは「花巻市公共施設予約システムの運用及び利用に関する要綱」をご覧下さい。

☆利用者登録された方は、「はなまきナビ！」でイベント情報の発信に関するサービスもご利用いただけます。この利用に関しては、別途利用規約をご覧下さい。

## 予約の受付期間の例

①利用日の5ヶ月前の初日の正午から利用日の20日前まで（花巻市文化会館）

◇5月1日正午から申込める期間

5月 21日～31日	6月 1～30日	7月 1日～31日	8月 1日～31日	9月 1日～30日	10月 1日～31日
---------------	-------------	--------------	--------------	--------------	---------------

◇6月1日正午から申込める期間

6月 21日～30日	7月 1日～31日	8月 1日～31日	9月 1日～30日	10月 1日～31日	11月 1日～30日
---------------	--------------	--------------	--------------	---------------	---------------

②利用日の5ヶ月前の初日の正午から利用日の4日前まで（花巻市総合体育馆、花巻市定住交流センター）

◇5月1日正午から申込める期間

5月 5日～31日	6月 1～30日	7月 1日～31日	8月 1日～31日	9月 1日～30日	10月 1日～31日
--------------	-------------	--------------	--------------	--------------	---------------

◇6月1日正午から申込める期間

6月 5日～30日	7月 1日～31日	8月 1日～31日	9月 1日～30日	10月 1日～31日	11月 1日～30日
--------------	--------------	--------------	--------------	---------------	---------------

③利用日の1ヶ月前の初日の正午から利用日の4日前まで（振興センター等）

◇5月1日正午から申込める期間

5月 5日～31日	6月 1～30日
--------------	-------------

◇6月1日正午から申込める期間

6月 5日～30日	7月 1日～31日
--------------	--------------

④利用日の1ヶ月前の5日の正午から利用日の4日前まで（花巻市学園都市会館、花巻市交流会館、花巻市民体育馆）

◇5月5日正午から申込める期間

5月 9日～31日	6月 1～30日
--------------	-------------

◇6月5日正午から申込める期間

6月 9日～30日	7月 1日～31日
--------------	--------------